r8物価_1_1

令和8年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

都道府県区分	【01_北海道】
地方公共団体名(コード有り)	01642_北海道広尾町
都道府県・市町村コード(5桁)	01642
担当部局課名	企画課
担当者氏名	木下慶太
電話番号	01558-2-0184
メールアドレス	k-kikaku@town.hiroo.lg.jp

(単位:千円)

交付対象経費(地方単独事業費)(R7経済対策分)		
	国のR7補正予算分(推奨事業メニュー分) 交付限度額①にかかる交付対象経費	76,388
	(うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分)	57,388

(単位:千円)

令和8年度既配分額 国のR7補正予算分(推奨事業メニュー分) 交付限度額①	–
(うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分) ※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記	–

国のR7補正分(推奨事業メニュー分) 交付限度額① (令和7年度本省繰越分)	
(うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分)	
小計 交付限度額(R7経済対策分)	

(単位:千円)

今回配分予定額 国のR7補正予算分(推奨事業メニュー分) 交付限度額①	76,338
(うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分) ※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記	–

(単位:千円)

配分予定額計 国のR7補正予算分(推奨事業メニュー分) 交付限度額①	76,338
(うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分) ※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記	–

配分予定額計	76,338	移管先	総務省	交付限度額計

令和7年度第8回実施計画で食料品の物価高騰に対する特別加算の配分を受けていない市区町村は、食料品の特別加算に関する事業をNO1に入力してください。

No	国の年度予算	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	物価高騰対策と整理する根拠・理由	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策等との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	※推奨事業メニュー①について、②～④にも関連する場合は、N～P列に追加で選択してください。			「推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業」を選択した場合の、より効果があると考える理由
1														
2	R7_補正	推奨事業	○	○	クーポン券等を発行することで、物価高騰に影響を受ける消費者の生活支援となる。	○	ひろお生活応援クーポン券等発行事業	Ⅰ.生活の安全保障・物価高への対応	○	①食料品の物価高騰に対する特別加算	④消費下支え等を通じた生活者支援			
3	R7_補正	推奨事業	○	○	ほぼすべての世帯が負担している水道料金の基本料金を減免することで、物価高に対する支援を幅広く行える。	○	水道基本料金減免事業	Ⅰ.生活の安全保障・物価高への対応	○	④消費下支え等を通じた生活者支援				
4														
5														
6														
7														
8														
9														
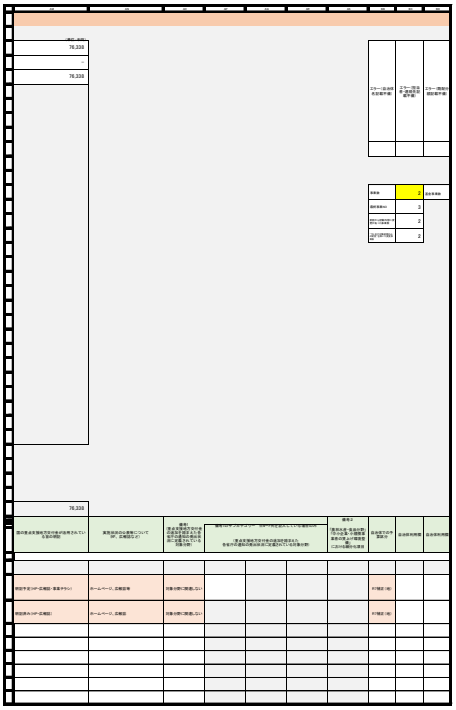
No	A 総事業費(単位:千円)	B 交付対象経費(単位:千円)	B-1 国のR7補正予算分(交付限度額①)(推奨事業メニュー分)(単位:千円)	C その他(一般財源や補助対象外経費等)(単位:千円)	※参考 総事業費に係る事務費(単位:千円)	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	商品券等活用事業	商品券等活用事業が事務連絡等の留意事項を踏まえた制度設計となっているか(具体的な対応を検討中の場合も含む)	予算化時期	予算化の方法	事業始期	支援開始時期	事業終期	成果目標(可能な限り定量的指標を設定)
合計	81,786	76,388	76,388	5,398													
1	–	–															
2	62,586	57,388	57,388	5,198	3,586	①食料品の物価高騰の影響を受ける町民に対し、町内の商店で使用できるクーポン券を発行することで、住民生活への支援を行う。 ②補助金、委託料 ③クーポン券10千円×5,900人、運搬費1,936千円、消耗品費50千円、印刷製本費977千円、手数料等332千円、広告費等291千円 ④全町民[illegible]	–	–	–	○	○	R8.3	議決	R8.4	R8.7	R9.2	売却率100%、利用率100%
3	19,200	19,000	19,000	200	–	①物価高騰の影響を受ける町民世帯及び町内事業所に対し、水道基本料金の減免を行うことにより、住民生活及び事業活動への支援を行う。 ②水道基本料金 ③水道基本料金3,840千円×5か月 ④官公庁事業所を除く全町民世帯及び全事業所	–	–	–	–		R7.12	議決	R8.4	R8.4	R8.9	官公庁事業所を除く全町民世帯及び全事業所、約3,200件の5か月分の水道基本料金の減免を行う。
4	–	–															
5	–	–															
6	–	–															
7	–	–															
8	–	–															
9	–	–